

自動車リサイクル法に違反した場合、 1年以下の懲役 または 50万円以下の罰金 が科されます。

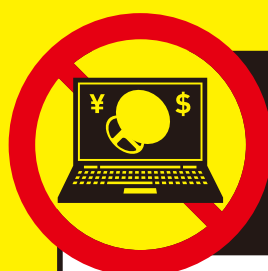
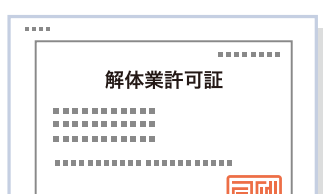
さらに、無許可営業の場合、廃棄物処理法にも違反し、5年以下の懲役または1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金 が科されます。



違反 1 許可のない 部品取り

解体業の許可を受けてください。

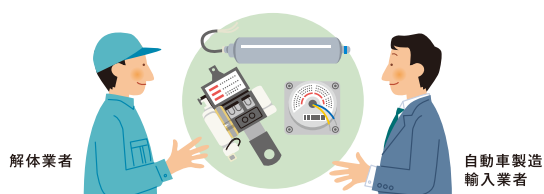
使用済自動車から自動車部品を取り外すことや、ハーフカット・ノーズカットなどを行うことは、解体行為です。自動車リサイクル法の解体業の許可を受けずにこのような行為を行うことは、無許可営業として違反になります。自治体（都道府県知事または保健所設置市長）から許可を受けてください。



違反 2 取り外しエアバッグ の転売

メーカー等に引き渡してください。

解体業者は、使用済自動車のエアバッグを取り外してメーカー等に引き渡すことが義務付けられているため、これを転売することは禁止されています。ただし、メーカー等から委託を受けた場合は、取り外さずに車上で処理を行うことが可能です。



違反 3 バッテリー等の 未回収解体

バッテリー等は回収してください。

有用な部品のみを取り外した使用済自動車を他の業者に引き渡すことは、解体業の再資源化義務違反となります。部品取りを行う際は、必ずバッテリー、タイヤ、廃油・廃液、バスなどの室内照明用の蛍光灯を回収することにより、解体行為を完了させる必要があります。



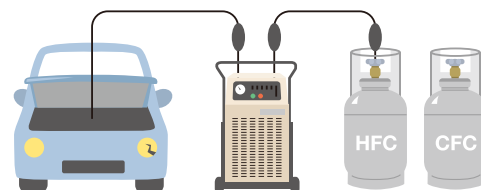
バッテリー タイヤ 廃油 廃液 蛍光灯



違反 4 フロン類の 未回収

解体前に回収してください。

使用済自動車の解体を行う前に、自治体の登録を受けたフロン類回収業者がフロン類を回収しなければいけません。フロン類をみだりに大気中に放出すると、フロン回収・破壊法違反になります。回収したフロン類は、自ら再利用しなければ、メーカー等に引き渡してください。



自動車リサイクル法および廃棄物処理法を遵守し、
不適正に解体された自動車やその部品を輸出しないでください。